

群労発基 1202 第 4 号
令和 7 年 12 月 2 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌（紙）等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、令和 8 年 3 月 1 日より改正額が発効されているところですが、このたび、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）につきましても改正される運びとなり、令和 8 年 1 月 1 日より発効することが決定しております。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、別添掲載例文を参考にしていただき、貴団体（社）が発行されている会報誌（紙）、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

照会先： 労働基準部 賃金室
電 話： 027-896-4737

群馬県の最低賃金額一覧



ちゃんとチェック！最低賃金

地域別最低賃金

▽群馬県で働くすべての労働者に適用されます

群馬県最低賃金

時間額
令和8年3月1日から **1,063** 円

特定最低賃金

▽下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,131** 円

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

輸送用機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※対象産業の表記は、日本標準産業分類（令和6年4月施行）によります。

1 適用

- (1)最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2)労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3)派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3)時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4)下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

□ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

□ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

□ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

最低賃金特設サイト

最低賃金以上かどうか確認
してみよう！



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



お問い合わせ

群馬労働局賃金室または
最寄りの労働基準監督署へ

HPは
こちらから>>>

